

「社会契約論」「民主主義」「法の支配」の融合問題の提案

発表者 藤井 剛 (明治大学)

これまでの大学入試センター試験に代わり、2020年度から「大学入学共通テスト」が実施される。また学習指導要領が改訂され、高等学校においては2022年度から段階的に実施され、公民科には新科目「公共」が新設される。このタイムスケジュール通りだと、早ければ2024年度の「大学入学共通テスト」に「公共」が試験科目として登場する可能性が高い¹⁾。

大学入試センターは、「大学入学共通テスト」導入の背景として、グローバル化の進展、AIなどにより約半数の人間の仕事がなくなる（いまは存在しない職業に就く）、総人口や生産年齢人口の減少をあげ、そのような社会に対応するため、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性など」の涵養が必要であるとしている²⁾。そして、これらの力を多面的に評価するために「大学入学共通テスト」を導入すると同時に、高校の教育を変えていくためにも新しい問題を作成していく方針を採用したと説明している³⁾。

長々と総論を述べたが、本課題研究は「新科目『公共』」でどのような大学入学共通テストが想定できるのか、特に、法的な思考力や判断力が身につけているかどうかを評価する場合のテスト問題」について提案することが目的である。ここで目標としてあげられる「法的な思考力や判断力」については、別資料を参照して頂くこととし⁴⁾、提案した「予想テスト問題」について説明したい。問題作成の趣旨は、「発表要旨」に書いたとおり、政治・経済や現代社会の教科書では、「社会契約論」「民主主義（多数決の原理を含む）」「法の支配」などが小項目としてバラバラに記述されている。以前から発表者はそこに不満を持ち、それらの学習要素を相互に関連させた授業を実践してきた。今回提案する「予想テスト問題」は、学習要素を関連づけると同時に「法的思考力」を基に考えさせる問題を作成したつもりである。具体的には、問1では「社会契約」という用語を問うのではなくその必要性を、問2では多数決の原理（功利主義）への批判を、それぞれ具体的に考えさせようとした。また問3では、「法の支配」を用語の暗記ではなく概念で理解しているか、問4では「法の支配」のもとではどのような統治原理が採用されるか、を推論させようとした。さらに問5では「法治主義」の歴史的課題を、問6では用語としての「立憲主義」ではなく、定義が具体的にどのように表記されているかを、それぞれ考えさせようとして出題している。全6問を通して目指した力は、法知識を暗記するのではなく、法の原理原則を応用したり現実や歴史の課題として捉えられたりしているかをはかろうとしている。

多くの方からご意見を頂きたい。

1) ただし現時点では、2024年度以降の「出題教科・科目」は未定である。公民科の中で「公共」がどのような位置づけになるのか、深い関心を持って見守る必要がある。

2) 新学習指導要領における「資質・能力の3つの柱」より引用。

3) 「新テストの実施等に向けた当センターの取組みについて」（大学入試センター）

<https://www.dnc.ac.jp/albums/abm00010024.pdf#search=%27%E6%96%B0%E3%83%86%E3%82%B9%E3%83%88+%E7%9B%AE%E6%A8%99%27>

4) 土井真一「法教育の基本理念—自由で公正な社会の担い手の育成—」17頁（大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』（商事法務、2009年）。